

平成29年度県予算編成並びに
施策に関する要望

平成28年10月

埼玉県町村会

要 望 事 項

◎ 町村共通事項

1	災害対策の推進について……………	1
2	町村自治の確立について……………	3
3	町村財政の充実強化について……………	4
4	地方創生の推進について……………	7
5	国民健康保険対策について……………	8
6	介護保険対策について……………	1 1
7	保健医療対策について……………	1 2
8	少子化社会対策について……………	1 4
9	農林業対策について……………	1 6
1 0	社会資本整備の推進について……………	1 9
1 1	教育の振興について……………	2 0
1 2	道路、河川等の整備促進について……………	2 3
1 3	国の制度改正等による電算システムの改修について……………	2 4
1 4	太陽光発電の立地について……………	2 5
1 5	高速自動車道周辺の産業集積対策について……………	2 6
1 6	障がい者福祉施策について……………	2 7

◎ 郡・町村個別事項

【北足立郡】

伊奈町…………… 28

【入間郡】

三芳町…………… 28

毛呂山町…………… 29

越生町…………… 29

【比企郡】

滑川町…………… 30

嵐山町…………… 31

小川町…………… 31

川島町…………… 32

吉見町…………… 32

ときがわ町…………… 33

【秩父郡】

秩父郡町村会…………… 34

横瀬町…………… 36

皆野町…………… 36

小鹿野町…………… 37

東秩父村…………… 37

【児玉郡】

児玉郡町村会	3 8
美里町	3 9
神川町	3 9
上里町	4 0

【大里郡】

寄居町	4 1
-----	-----

【南埼玉郡・北葛飾郡】

埼玉町長会	4 2
-------	-----

【南埼玉郡】

宮代町	4 3
-----	-----

【北葛飾郡】

杉戸町	4 4
松伏町	4 4

町村共通事項

1 災害対策の推進について

(1) 防災行政無線施設設備更新について

東日本大震災・平成28年熊本地震は、各自治体に対して住民への災害情報の伝達の重要性を改めて認識させるなど、多くの教訓を残しました。

住民への重要な災害情報の伝達手段である防災行政無線（固定系）については、多くの町村が整備後20年以上を経過しており、老朽化した施設の改修が喫緊の課題となっているところです。

修繕を毎年実施しており、老朽化による部品の劣化や調達が困難なこと、古い形のバッテリーのため消耗が著しく早いこと等により、通常の使用にも支障をきたしているところです。

しかしながら、町村単独での更新は、予算の面から厳しい状況であり、財政的な手段として総務省の起債のみがあるような状態です。

つきましては、今後も想定される関東近県を震源とする南関東直下地震や台風など風水害に対する町村の防災力を向上させるため、防災行政無線のデジタル化などを含む施設設備の更新・整備に関する新たな助成制度の創設を要望いたします。

(2) 消防の広域化について

市町村の消防広域化については、平成20年3月に作成された「埼玉県消防広域化推進計画」に基づき、5年間にわたり各市町村や消防本部において検討協議が実施され、平成25年3月までに2つのブロックにおいて、結実しております。

しかし他の多くのブロックでは、その進捗は遅々としており、同計画がさらに5年間延長された現状においても、実現については困難が予想されます。

消防の広域化は、①多様化・大規模災害への対応、②市町村の行財政効率化、③高齢化社会の到来による救急需要の増大などを背景として策定され、住民の生命や生活に大きな影響を及ぼす分野であり、地域住民最優先の事務として遂行しなくてはならないと考えます。

つきましては、これからの2年間は、この推進計画の最終仕上げと

なるよう地域の実情を尊重しつつ、毎年各ブロックにおける進捗状況の公表や推進計画に対する取り組みによる新たな優遇施策などにより推進計画の実現に向けた機運を高め、遅くとも平成30年3月には、720万県民が安心・安全に生活できる道筋ができますようお願いいたします。

(3) 大雪被害からの早期復旧の体制確立について

平成26年2月、関東甲信地方を中心に記録的な大雪が連続して襲い、多くの集落を孤立させ、地域住民に多大な精神的不安及び肉体的苦痛を与えました。また、除排雪作業中の転落事故など人的被害ばかりでなく、多くの農業用ハウスの倒壊、山林での倒木、林業関係施設の損壊など、地域産業は大きな打撃を受けました。

つきましては、大雪の被害によって被災住民及び町村がその対応に苦慮することがないように、次の事項について、強く要望いたします。

ア 集落の孤立を未然に防ぐ道路対策等について調査研究を行うとともに、雪による道路交通遮断の防止策について早急に整備すること。

イ 融雪による雪崩や地滑り等から人命や財産を守るため、雪害防止対策を強化すること。

ウ 雪害が発生した場合は、被災地域のニーズを的確に把握し、迅速な復旧体制を確立すること、また、被災者の生活再建を含めた支援策を早急に整備すること。

2 町村自治の確立について

住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの発想で特色を持った地域づくりができるようにするための仕組みにしなければなりません。

つきましては、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、引き続き、次の事項について国に要望するとともに、県においても更なる推進をお願いいたします。

- ア 国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進すること。
- イ 義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。
- ウ 地方分権改革における「提案募集方式」について、地方からの提案を可能な限り実現すること。
- エ 都道府県から町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と町村の自主性に委ねること。
- オ 移譲する事務・権限を実施するにあたり、財源の不足が生じないよう、人件費を含め必要総枠を確保し財源を移譲すること。
- カ 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。
- キ 道州制は絶対に導入しないこと。

3 町村財政の充実強化について

現在、町村では、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方をあげてこれらの課題に積極的に取り組んでいるところではありますが、一億総活躍社会の実現のためには、地方創生の取り組みを更に推進していく必要があります。

このような中、政府において、財政健全化目標達成のための歳出削減議論が進められていますが、地方が地方創生に本格的に取り組んでいこうとしているときに、その財政基盤を揺るがし意欲を削ぐようなことがあってはなりません。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠です。

つきましては、次の事項について国に要望するようお願いいたします。

(1) 町村税源の充実強化について

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化をはかること。

ア 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

イ 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

ウ 土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、平成28年度において時限的な軽減措置が設けられたが、この税は町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策等の手段として見直すことのないようにするとともに、軽減措置は今回限りの特例とすること。

エ ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い町村において極めて貴重な財源となっている。

所在町村においては、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

オ 平成28年度税制改正大綱において、「都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の導入に向け、早期に具体的な制度設計を行うこと。

カ ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。

しかしながら、近時、ふるさと納税制度の本来の趣旨に反して、豪華な返礼品で寄附を誘導する自治体もあり、また、寄附者も、そのような返礼品目当てで寄附する自治体を選択しているといった状況となっております。

このような状況は、過剰な返礼品による見返りを受けた住民のみが実質税負担減の恩恵を受け、その他の住民は失われた税収入分の行政サービスの低下を甘受しなければならない不公平を生じさせるとともに、過剰な返礼品競争による自治体の疲弊にもつながります。

そこで、ふるさと納税制度の本来の趣旨に立ち返って、現状を是正するべきであると考えます。

つきましては、ふるさと納税制度の見直しについて、県から国に働きかけていただきますよう要望いたします。

（2）地方交付税の充実強化について

人口減少の克服・地方創生のため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であり、特に地方交付税総額の安定的確保が不可欠であることに鑑

み、次により、その充実強化をはかること。

ア 「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、「歳出特別
枠」を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

イ 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあつては、今後徐々に取り組みの成果（成果指標）による算定方式にシフトするとされているが、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。

ウ 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」は、不可欠であるので、これを堅持すること。

4 地方創生の推進について

農山村地域を多く抱える町村では、高齢化と少子化の急速な同時進行により、多くの困難に直面していますが、町村は自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に資するよう、住民等と一体となって地方創生に向けた取り組みを進めています。

このように町村が進める地方創生の取り組みは、政府が「新・三本の矢」として掲げる「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障（介護離職ゼロ）」の推進、すなわち、一億総活躍社会の実現につながるものです。

つきましては、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進に向け、次の事項について国に要望するとともに、県においても更なる推進をお願いいたします。

ア 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、自由度の高い交付金とするとともに、その規模を拡充すること。

また、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう継続的な交付金とすること。

さらに、地方創生関連補助金等についても、要件の緩和など弾力的な取り扱いをすること。

イ 地方創生推進交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

ウ 地方創生に関連する事業を推進するための支援として、埼玉県ふるさと創造資金を拡充させること。

5 国民健康保険対策について

(1) 国民健康保険制度について

構造的な問題を抱えた国民健康保険の状況は、急速な高齢化の進展により、ますます危機的な方向に向かっています。

昨年成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」においては、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を担うこととされましたが、新たな制度の施行に向けては課題が山積しています。

つきましては、国民健康保険制度が安定かつ持続可能な運営ができるよう「第3次埼玉県市町村国保広域化等支援方針」に基づき、県が主体となり国保の広域化に向け取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、次の事項について県から国に働きかけていただきますようお願いいたします。

ア 国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険をすべての国民に共通する制度として一本化すること。

イ システムの開発・改修にあたっては、市町村の事務運営の効率化・コスト削減・標準化が図られるものとするとともに、事務の共同処理や広域化の実現に資するものとする。

また、新たな制度施行後の役割分担の見直しに対応できるものとするとともに、そのための経費については国の責任で全額措置すること。

ウ 新たな制度施行後における都道府県と市町村との役割分担の在り方等の見直しにあたっては、市町村の負担が増加しないよう留意すること。

(2) 国民健康保険における国庫負担減額調整措置の廃止について

少子化対策の一環として、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、全ての地方自治体において乳幼児への医療費助成（地方単独事業）が

行われています。

しかしながら、国は、こうした地方自治体による医療費助成の取り組みに対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、国民健康保険制度の国庫負担を減額する措置を講じています。

このような措置は、一億総活躍社会の実現に向けて少子化対策を推進する国の方針に逆行するだけでなく、地方自治体の懸命な取り組みを阻害するものであり、極めて不合理なものです。

つきましては、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることに鑑み、国庫負担減額調整措置について、早急に廃止に向けた結論を出すとともに、国の制度として無料化を実施するなど、適切な措置を講じることを県から国に働きかけていただきますよう要望いたします。

(3) 国民健康保険の健全運営に係る財政調整機能の強化について

国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いため、医療費水準が高く、医療費は年々増加傾向にあります。また、無職者の増加により保険税収入の増加が期待できないなどの構造的な問題もあります。さらに、平成27年度から実施されている保険財政共同安定化事業の対象医療費の拡大に伴い、町村の拠出超過が更に増えることが懸念されます。

つきましては、県においては、調整交付金につき、定率の国庫負担減少分の補填にとどまらず、各町村の被保険者数、医療費水準、所得水準等、保険者の状況等を勘案し、実情に即した配分とし、もって財政機能強化につながるよう要望いたしますとともに、調整交付金の増額についても要望いたします。

(4) 国民健康保険に係る県支出金の資金交付について

国民健康保険の財政状況については、多くの市町村が、一般会計からの法定外繰り入れに依存しています。

そして、県からの負担金等については、国民健康保険財政調整交付金について、12月に1度目の交付があり、保険基盤安定事業負

担金及び特定健康診査等負担金については、資金交付が3月となっています。このように、県からの資金交付が年度末に集中している状況ですが、冬季に流行する感染症等に余裕をもって対応するため、少しでも早く資金交付を受けたいと考えております。

つきましては、資金交付の時期を前倒しして、上半期となるよう検討していただきますよう要望いたします。

(5) 海外療養の給付について

海外療養費については、制度ができて15年以上経過しています。

近年、報道により、不正受給等の問題が顕在化し、どの保険者においても、不正受給の防止強化に取り組んでいます。

この点、海外旅行中や海外赴任中の被保険者については、社会通念上、平均以上の所得があるものと推測されるので、海外でやむを得ず療養の給付を受けても、自分の可処分所得で対応できると判断される場合も多くあると考えられます。

国保加入者は低所得者が多くを占めるので、海外療養費の制度を廃止または縮小する方向で制度改正しても、国民の理解が得られると見込まれます。

つきましては、海外療養費の廃止等について県から国に働きかけていただきますよう要望いたします。

(6) 後期高齢者医療保険制度について

後期高齢者医療保険料については、法律に基づき、県の広域連合により2年ごとに改定されています。

平成28・29年度の保険料についても所得に応じた軽減措置により減額となっていますが、平成29年度の改定からこの軽減措置の見直しが予定されております。

つきましては、保険料軽減措置の見直しにあたっては、被保険者の負担感に十分配慮し、緩和措置を講ずるよう要望いたします。

6 介護保険対策について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が平成26年6月に公布されました。

在宅医療・介護の連携推進事業は、介護保険法の中で制度化され、地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられ、平成30年4月までにすべての市町村で実施されることとなりました。

具体的には、在宅医療連携の拠点を設置して、医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業を行うこととなっております。

しかし、小規模な町村では、住民が利用する医療機関や介護サービス事業所は近隣の市町村にわたっているのが現状で、本事業をそれぞれの町村で実施することとなると、町村はもとより、医療機関・介護サービス事業所の負担も大きくなることが予想されます。

そこで、本事業を有効に機能させるためには、一定の人口規模で町村が共同で取り組むことが望ましく、県の積極的な関与が重要と思われれます。

つきましては、今後、在宅医療・介護連携の推進に向けて、医師会の協力、市町村間や医療機関との調整等、県のさらなる支援をいただけるよう要望いたします。

また、町村が充実した地域支援事業を実施できるよう、財源の十分な確保について県から国に対し働きかけていただきますよう要望いたします。

7 保健医療対策について

(1) 乳幼児医療費支給事業における県の補助対象年齢の拡大について

埼玉県では、平成20年1月から、乳幼児医療費支給事業を6歳年度末までの乳幼児を対象として実施しているところですが、県内町村では、子育て支援策として①対象年齢の拡大、②所得制限の撤廃、③食事療養費補助を町村負担として実施してきました。

対象年齢の拡大については、平成28年4月1日現在、県内の全市町村が、15歳年度末又は18歳年度末まで医療費の助成をしている状況です。

つきましては、子どもの医療費支給については、県内の全市町村が15歳年度末まで実施しているところ、県として補助対象年齢を15歳年度末まで拡大するとともに、町村に対して交付する医療費の補助金を拡充していただきますよう要望いたします。

(2) 福祉3医療費に関する支払方法の統一（現物給付）について

福祉3医療費については、県下医療機関において、対象者が医療機関の窓口にて保険診療で生じた一部負担金の助成方法として①償還払い、②申請手続きの簡素化、③窓口払いの廃止（現物給付）の方法があります。平成28年4月時点では、県内の多くの自治体において、受給者が医療機関等の窓口で保険の自己負担金を支払わず、医療機関の請求により自治体が医療機関に対して助成金を支払う窓口払いの廃止（現物給付）の方法がとられておりますが、いずれも各自治体内に限っての運用となっております。

つきましては、福祉3医療費については、県医師会をはじめ関係機関と調整を行い、県内医療機関への支払方法の統一（現物給付）を図っていただきますよう要望いたします。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防対策事業に係る支援の充実について

埼玉県では、平成26年度に糖尿病性腎症重症化予防プログラムが作成され、同プログラムに基づいて、糖尿病性腎症重症化予防対策事

業が始まっており、平成28年度は県内40市町が事業を実施しています。

このような中、事業に参加したものの、県の補助率が当初の二分の一から三分の一に引き下げられたことから、今後、参加市町村の拡大とともに補助率の更なる引き下げが懸念されます。

そこで、町村単独による予算の確保が困難であることから、県による継続的な支援が必要であると考えます。

つきましては、当該事業のコストの削減または補助率を三分の一から二分の一へ引き上げることを要望いたします。

(4) 平成29年度からの妊婦健康診査について県外医療機関における県による一括契約について

妊婦健康診査の公費助成については、県外（関東1都5県）の医療機関との業務委託を、県が一括して行っています。当委託により、各市町村及び関係医療機関の事務負担が軽減され、県内すべての市町村が多く数の医療機関と委託契約を行うことが可能となっているため、埼玉県在住の妊婦にとって受診しやすい環境を整える有効な仕組みとなっています。

つきましては、上記業務委託について、広域的な事務として今後も県が一括して契約することを要望いたします。

8 少子化社会対策について

(1) 結婚支援事業の推進について

少子化は、個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響を及ぼします。また、これまでの少子化対策は、主に子育て支援に重点を置いて推進されてきました。しかし、従来の枠組みを超えて、新たに、結婚段階における支援を加えることが重要であると考え、少子化社会対策事業として、情報の共有化による結婚支援事業を検討しています。

この事業は、未婚の男女を結婚に結び付けるための支援を行い、未婚率を引き下げ、少子化社会対策の一助にしたいという趣旨であり、公募により結婚支援員を募集し、支援員の活動により結婚に結び付いた場合は、支援員に報奨金5万円を支払うというものです。

近県では、茨城県が「マリッジサポーター」という名称で、若者の出会いの相談や仲介などを行うボランティアを委嘱しており、結婚支援事業を始めているとのことです。

つきましては、この結婚支援事業は、自治体単独での取り組みでは限界がありますので、埼玉県下における広域的な取り組みにしていただき、結婚したい人の情報を各町村がデータ登録し、真摯に結婚したいと思う人が役場を訪れた場合に限り閲覧できるというシステムを県に立ち上げていただきますよう要望いたします。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の助成拡大について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担については、これまで国の制度により保育所・幼稚園等に同時入所している場合、第2子目の保育料を半額、第3子目以降の保育料を無料としてきましたが、平成27年度からの埼玉県多子世帯保育料軽減事業の実施により、第1子の年齢制限が撤廃され、3歳未満児における第3子目以降の保育料が無料とされ、子育て家庭の経済的負担の軽減に大きな影響がありました。

また、平成28年度からは国の制度改正により、国の制度として第1子の年齢制限は撤廃されることになりましたが、世帯の収入制限が設けられることとなりました。

県では、継続して埼玉県多子世帯保育料軽減事業を実施していくのですが、この事業では国の制度の所得制限により該当しない第2子、第3子目以降の保育料については減免の対象とならず、町単独での減免実施には財政的に大きな負担となります。

県では、今年度から少子化対策支援を強化することですので、子育て世代の経済的負担を軽減するため減免の内容を充実させていただきますよう強く要望いたします。

9 農林業対策について

(1) 県主導による農振農用地の見直しについて

現在、担い手不足により、農振農用地でありながら、もはや優良農地とはいえない状態である土地が数多く見受けられるようになりました。時代の変化があまりにも急激だったため、定期的な見直しでは対応しきれず、農振整備計画が現状にそぐわなくなってきたためです。

そこで、農振整備計画を見直し、営農条件の厳しい農地は農用地指定をはずし、積極的に開発していくことで発展を促進し、また、逆に優良農地は新たに農用地として保全し、農業振興を積極的に推進していく必要があります。

しかし、大規模な計画の変更を1町村だけで行うことは大変難しい状況にあります。現在は人の移動距離が長くなり、町村をまたがって営農している人も多く、町村単独で計画をたてるには限界があります。

また、新たな農用地を増やすにあたって、土地所有者の同意を得る必要がありますが、農用地には農振法の制限がかかるため、なかなか同意を得られません。このような問題の解決にあたり、専門知識と豊富な経験を持つ県の後押しが必要となります。

つきましては、農振整備計画は、乱開発を防ぎ、優良な農地を保全し、今後の農業振興の発展のために、大変有効なものですので、現状に即した有効性の高い計画となるよう、県主導による見直しを行っていただきますよう要望いたします。

(2) 鳥獣被害防止対策の充実・強化について

野生鳥獣による農作物等の被害は経済的損失にとどまらず、農林漁業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加の要因となります。

つきましては、次の事項について国に要望するとともに、県においても更なる推進をお願いいたします。

ア 鳥獣に対する被害に対しては、関係省庁の連携の下、技術開発等を強力に推進し、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。

また、鳥獣被害防止総合対策交付金については、緊急的な捕獲活

動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充をはかり、必要な財源を確保すること。

イ 有害鳥獣捕獲の従事者に対する銃刀法に基づく技能講習の免除を延長するとともに、狩猟者の育成・確保に向けた支援の拡充・強化をはかること。

ウ ジビエ料理の普及等、捕獲鳥獣の食肉利用を促進すること。

エ 地域の農林業者等に対し、侵入防止柵（特に電気柵）の適切な設置・管理について周知徹底をはかること。

（３）経営所得安定対策等の充実について

米の消費減少や過剰作付、豊作等による過大な民間流通在庫量による影響や、米の作況などから、近年米価が急激に下落しています。

また、国と地方をあげて行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者等が需要に応じた生産ができる環境整備を進めているなか、急激な米価の低下は担い手農業者に対し農業経営に対する不安や混乱を生じさせています。

つきましては、担い手農業者が今後とも安心して農業経営に取り組めるよう、次の事項について国に対し要望するようお願いいたします。

ア 米価の下落等に対するセーフティネット（融資制度の充実、収入保険制度の創設等）の整備など経営安定化に向けた対策の充実を図ること。

イ 水田活用の直接支払交付金（飼料用米等）に係る所要額を継続的に確保し、各地域の取り組みに対する支援を充実すること。

（４）県産木材の利用拡大と林業の振興について

森林は、木材の供給や災害の防止のほか、二酸化炭素の吸収や生物多様性の保全、あるいは環境教育やレクリエーションの場としての活用など、県民の生活に貢献する多面的な機能を有する重要な財産です。

そこで、森林を将来にわたって健全に保全していくためには、適切な森林整備により伐採・利用・植栽・保育という循環を継続するとともに、その循環の中心となって森林を守り続けていく林業の振興が不可欠です。

しかしながら、近時の林業は、国産木材需要に回復の兆しがあるものの、

担い手の減少や木材価格の低迷により、生産活動が停滞する厳しい状況にあり、これに伴い、間伐等の施業や伐採後の植林が行われない森林が増加するなど、森林の機能低下につながる多くの課題を抱えています。

つきましては、より効果的に課題を解決し、森林の有する多面的な機能を確保するため、次の事項について県に更なる推進をお願いいたしますとともに、国に対しても要望いたします。

ア 県産木材利用を推進して森林の循環利用を進めるとともに、その木材を利用する公共施設等の木造化に対する助成など財政措置を拡充すること。

イ 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。

ウ 森林施業の集約化、間伐、路網整備等を推進するため、森林整備事業への財政措置を拡充すること。

また、森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、平成29年度以降も継続し、必要な財政措置を講じること。

さらに、木材の生産・供給、木材利用拡大のため、必要な支援を講じること。

10 社会資本整備の推進について

町村を活性化し、安全・安心な住みやすい地域社会をつくるため、道路、河川、公園、下水道など社会資本の整備を積極的に促進する必要があります。

しかしながら、これらの施設も老朽化が進んでおり、対策を図るための新たな整備資金とこれらの施設を町村単独で維持管理する財源や技術者などの人材の不足により、住民の生活基盤の安全・安心の確保が難しくなっております。

さらに、国の「インフラ長寿命化基本計画」により、各地方公共団体は「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の老朽化対策等を推進することが求められており、町村にとっては、より一層の負担が増し、その対応が十分に図れないことが懸念されます。

このような中、町村では、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金を活用し、道路新設、改修及び舗装修繕を行っておりますが、要望額に対し交付額が大幅に下回っている厳しい状況であり、事業の進捗に支障をきたしております。

つきましては、社会資本の老朽化対策等を総合的に推進し、地域住民の要望に応えるためにも、関係する交付金の増額と、今後、道路新設・改良及び橋梁等の修繕において要望に沿った交付額となるよう、県から国に働きかけていただくとともに、県においても町村が実施する事業への人的、技術的支援を行っていただきますよう要望いたします。

1 1 教育の振興について

(1) 県費負担における指導主事の派遣について

現在、学校教育は、いじめや登校拒否の問題をはじめ心と体の健康の問題など、様々な角度から対処しなければならない教育課題に直面しています。

このような中、県からは、希望する市町村に指導主事を派遣していただき、教育事務所と連携しての訪問指導等をはじめ、学校への直接的な指導・助言・支援の役割を担っていただいています。

しかしながら、指導主事の人件費等の配置経費は派遣先の負担となることから、町村においては財政的に厳しい状況となっております。

義務教育の実施にあたっては、国、県、市町村それぞれが役割を分担し、市町村は、義務教育の直接の実施主体として責任を負うことは承知していますが、町村の規模や財政力等の差によって教育水準の格差が生じないようにしなければなりません。

つきましては、現状の人員に加え、さらなる人員派遣をお願いするとともに、県費負担あるいは費用を分担するなど財政面での支援を要望いたします。

(2) 小学校の統廃合に係る諸整備について

少子化の進行等により児童・生徒数が減少し、統廃合する学校が県内でも増加しています。町村では、小規模校化した小学校の統廃合に係る諸問題を解決するために、小学校規模適正化計画を定め、小学校統合協議会を設置し、通学路の安全確認や学校の施設設備の整備、教職員等の配置について検討しております。統廃合を進めるにあたり、特に、遠距離通学になる児童に対応するためのスクールバスの運行と統合による児童数の増加等に伴う校舎の整備については多額の費用を要し、予算面で厳しい状況です。

スクールバスの運行については、現行の補助制度にスクールバスを購入する場合の補助はありますが、スクールバスの運行業務の委託では補助対象になりません。また、校舎の整備については、大規

模改修については補助金がありますが、大規模改修に至らないものについては多くのものが補助対象にならない状況であります。

つきましては、スクールバスの運行に係る費用及び統廃合に係る校舎整備に対する補助の拡充について要望いたします。

(3) 社会教育施設の整備等に係る補助制度等の充実について

高齢化、高度情報化が進むなか、生涯学習活動の拠点となる公民館、図書館、資料館などの社会教育施設の充実がますます必要とされています。

しかしながら、社会教育施設の新設についての補助制度はありますが、事業の対象とならない多額の費用を要する施設の整備や増改修については、財政基盤が脆弱な町村が単独財源のみで実施することは困難です。

学校施設については耐震化を核とした改修が進められ、多大な成果をおさめています。社会教育施設においても緊急総合経済対策の交付金などを受けて、ソフト・ハード両面の整備・拡充が図られていますが、長期展望に立った計画的な整備を推進するための恒久的な助成制度はありません。

つきましては、社会の現状に即した、地域住民のニーズに応えられる社会教育施設の整備に係る運用しやすい助成制度の創設を要望いたします。

(4) 文化財保護事業の充実について

県内の市町村には、様々な文化財がありますが、県指定文化財保存事業については、予算総枠の範囲内で緊急度等を考慮して県費補助事業を採択していると理解しております。

しかしながら、以前に比べると事業の対象範囲も限定され、予算も減額の一途であります。

そのため、個人や小規模な法人や団体等が所有している県指定文化財については、県費補助金の交付がなくては、所有者負担と市町村補助金のみとなってしまう、有効な保護策が講じられない状況となってしまうと見られます。

そこで、厳しい経済情勢下であればこそ、財政基盤の弱い自治体に所在する文化財に目を向けていただき、事業の採択に際して特段のご配慮を要望いたします。

12 道路、河川等の整備促進について

町村を広く国民のふるさととして活性化し、安全・安心な住みやすい地域社会をつくるためには、道路、河川等の整備を積極的に促進する必要があります。

つきましては、次の事項について、県から国に対し働きかけていただきますよう要望いたします。

(1) 道路の整備促進

ア 災害時の代替ルートの確保等のため、高規格幹線道路等の整備を推進すること。

イ 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進すること。

また、既存の道路においても、地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や安全な通学路の整備、落石・崩壊防止対策等、町村が必要な道路整備を行えるよう国は予算を確保すること。

(2) 河川等の整備促進

治水は防災・減災の観点において国の重要施策であり、事業の実施にあたっては、抜本的な治水安全度の向上に寄与する対策や堤防強化対策など予防的な治水対策を重点的に実施すること。

1 3 国の制度改正等による電算システムの改修について

社会保障・税番号制度をはじめ、国の制度改正等による電算システムの改修経費は膨大な費用を要し、町村にとっては大きな財政負担となっています。国の助成措置があるとはいえ、十分な額とは言えない状況です。

つきましては、国の制度改正によるシステム改修に要する経費が新たに地方への負担増という事態を招くことのないよう、今後においても、国の制度改正に伴う市町村電算システムの改修が生じる場合、特に法定受託事務に係る経費にあつては、全額を国が負担することについて県から国に対し働きかけていただきますよう要望いたします。

1 4 太陽光発電の立地について

太陽光発電を中心として、再生可能エネルギーの導入が急激に増加していますが、太陽光発電施設に係る関係法令については、施設の設置・運営そのものに関する規制がなく、また、立地にあたって地域住民や町村の意見が反映されにくい状況となっております。

この点、現行制度の中で指導・協議を行っていくと、森林伐採や土地の形状変更に起因する土砂災害の発生が危惧され、地域住民の安全が脅かされるとともに、発電事業終了後、現在の豊かな自然環境に回復させることも困難となります。また、今後、立地地域との合意形成がされないまま太陽光発電施設が建設されることにより、その地域における住民との間に軋轢が生じる恐れもあります。

つきましては、立地地域の町村との協議や関係法令等の整備を含め、必要な対策を講じるよう、国に要望するとともに、県においても更なる推進をお願いいたします。

1 5 高速自動車道周辺の産業集積対策について

近年の圏央道の整備の進行や新規スマート I C などの開通によって、県内の高速道路網が充実するなか、交通機能の利便性と首都圏という立地を活かした土地利用が求められております。

特に、高齢化が著しく、人口も減少期を迎えている町村においては、地域の優位性を活かした企業誘致による地域経済の発展と雇用確保が地域を維持していくうえで施策の鍵となっています。しかしながら、町村の多くが単独で実施する企業誘致対策には限界があり、結果として十分な経済効果を得ることが困難な状況が続いております。

県においても、既に圏央道周辺及び圏央道以北地域の産業立地誘導に関して高速道路網を活かした工業・流通系の産業誘導を進めるため、土地利用調整に関する支援をいただいておりますが、今後はさらに既存 I C 及びスマート I C 周辺など高速自動車道周辺の土地利用に関して県営工業団地等の立地を積極的に推進し、県内の産業集積を進めていただきますようお願いいたします。

具体的には、県北地域等は、関越自動車道沿線など企業立地の余地を多く残しておりますので、隣接自治体の希望を十分に酌んでいただき、周辺地域全体の発展につながるよう、均衡ある整備を推進していただくよう要望いたします。

1 6 障がい者福祉施策について

埼玉県では、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、駐車場の大きさ、表示方法、設置場所、設置台数等、障がい者用駐車場の整備基準を定め、障がい者福祉施策を推進しております。特に、近年は、駐車場の青色塗装化を推進し、新設施設においては、ある程度の効果は現れています。

しかしながら、既存の駐車場については、老朽化した障がい者用駐車場の修繕などが進まないため、駐車場の青色塗装化も進んでおりません。

そこで、上記修繕に係る補助制度を導入し、整備の加速化を図ることが望ましいと考えます。

本年4月1日から障害者差別解消法もスタートし、障がい者福祉の向上の機運も高まっている今だからこそ、目に見える形で福祉への取り組み姿勢を示すべきであります。

つきましては、「障がい者用駐車場の青色塗装への修繕費補助制度」の創設を要望いたします。

郡・町村個別事項

【北足立郡】

○伊奈町

都市計画道路伊奈中央線の早期整備について

伊奈町総合振興計画及び伊奈町都市計画マスタープラン等において周辺都市との連絡を容易にし、交通を円滑に処理するための幹線道路として位置づけられている「都市計画道路伊奈中央線」は、県道蓮田鴻巣線の振替道路として県で整備していただくことになり、一部の区間におきましては平成17年度から用地買収が行なわれ、平成20年度からは工事が着手されているところであります。

伊奈町中部区画整理事業により県道蓮田鴻巣線の一部を都市計画道路伊奈中央線に付け替えたことにより、車の流れが変化し、伊奈中央線の交通量が大変激しくなっています。第1期整備区間につきましては、供用開始となりましたが、引き続き2期、3期整備区間につきましても早期完成を要望いたします。

【入間郡】

○三芳町

県道の道路改良について

三芳スマートICのフル化につきましては事業化が決定し、平成30年度の供用開始を目標として整備を進めております。県道334号三芳富士見線、県道56号さいたまふじみ野所沢線はそのアクセス道路であり、地域の中心的な幹線としてさらに重要な位置づけとなります。

そのような中、県道334号三芳富士見線は「国道254号線藤久保交差点」から「役場入口交差点」区間で両側に歩道がない箇所が存在しておりましたが、イムス三芳総合病院の協力もあり、歩道整備が進んでおります。通院患者の利用に加え、通学路の指定もされている区間であることから、残る歩道がない区間につきましても、早期の歩道整備を切望するとともに、実現までの期間における必要な安全対策を併せて要望します。

また、県道56号さいたまふじみ野所沢線につきましては、多福寺前交差点の整備を進めていただき、大きな効果を期待しているところです。その北側に位置する町道幹線13号線（仮称）地藏通り及び町道幹線12号線が交差する交差点では、交通量の増大や右折車による慢性的な交通渋滞を生じていること

から、多福寺前交差点改良の効果が十分に発揮されないことが懸念される場所です。町道幹線13号線との交差点につきましても、これまで交通事故が多発していることや、通学路として指定されていることから、安全な通行確保、交通渋滞解消について早期の交差点改良を切望するとともに、実現までの期間における時差式信号機等の設置要望にご尽力賜りますようお願いいたします。

○毛呂山町

都市計画道路の整備について

都市計画道路川越坂戸毛呂山線は、毛呂山町から坂戸市、鶴ヶ島市、川越市方面へ至る広域幹線道路であり、坂戸西スマートインターチェンジの開設にともなって、関越自動車道へのアクセス道路としての機能も有している路線です。

本町においては、本路線の近接地の市場・川角地区において約10.3ヘクタールに3社の企業が進出することが決定し、今後大型交通の増加も予想される状況です。界隈には小学校、中学校も存していることから通学路の安全対策事業、また、現道部分においては危険な交差点、狭小箇所が存在している状況でもあり、それらを解消するためにも本路線の整備に非常に期待を寄せているところです。

また、もうひとつの路線ですが、(仮称)新川越越生線は、西部地区の川越市、鶴ヶ島市、坂戸市、越生町、毛呂山町にとって関越自動車道・首都圏中央連絡自動車道へのアクセス道路となり、県西部地域を結ぶ重要な道路であり、現在、都市計画決定に向けて調整をいただいているところです。

このような状況を御理解いただき、都市計画道路川越坂戸毛呂山線及び(仮称)新川越越生線の早期整備を要望いたします。

○越生町

「みんなに親しまれる駅づくり事業補助金」について

町の玄関口にあたる越生駅は、JR八高線と東武越生線が乗り入れているため、多くの町民が通勤や通学に利用しています。また、本町は、自然環境に恵まれ、歴史文化財が豊富であることから、週末には、たくさんの観光客やハイカーが県内はもとより、首都圏各地から訪れ、駅を利用しています。

しかしながら、当該駅の乗降口は、西側にしかないため、今後のまちづくりを考える上でも、駅の東西を自由通路でつなぎ、より利用しやすい環境に整備することが必要であると考えています。

この整備をすることにより、中心市街地の活性化をはかるとともに、町の

東側で生活をしている町民のみなさんの利便性の向上、県で行っている、川のまるごと再生事業エリアへのアクセスも格段に向上することで、まちづくりや観光事業において広がりが出てくるものと確信しています。

この整備の財源につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用いたしますが、その他の財源の確保に苦慮しているところです。

つきましては、埼玉県の「みんなに親しまれる駅づくり事業補助金」について平成28年度で計画していた期間が終了するとお聞きしていますが、更に充実した内容で引き続き制度の延長を要望いたします。

【比企郡】

○滑川町

（仮称）嵐山・小川インターチェンジ・熊谷間広域幹線道路の整備促進について

道路は最も基本的な社会基盤であり、地域の活性化を促すとともに日常生活を支える生活関連施設であります。また、高速道路インターチェンジにアクセスする広域的な幹線道路は、地域経済を豊かにし、地方の活性化を創出するためには欠かすことのできない重要な公共施設でもあります。

関越自動車道の嵐山小川インターチェンジから嵐山町、滑川町を経て熊谷市に通じる広域連携道路網の構築は1市2町の基本構想に位置づけており、早期に計画の推進が望まれているところです。

熊谷市では、熊谷南部地区に新たな東西幹線道路が整備されることにより、大里拠点と江南拠点を結ぶ道路、そして江南市街地を迂回する県道熊谷小川秩父線のバイパス機能・高速道路へのアクセス道路としての機能を有する広域連携道路網の形成が図られます。

嵐山町では、この計画道路が実現することにより花見台工業団地から県北地域への新たなアクセスが生まれ、さらなる産業活動の向上発展となることが大いに期待されます。

滑川町においても、この構想を実現し、広域交通網を活用した北部地域の活性化を推進する計画があります。この地域に産業の拠点を造ることにより、雇用の創出が生まれ地域経済が豊かになり町の発展に大きく寄与することが期待されます。

この計画道路は、これらの拠点のネットワークを形成し有機的に結ぶ大動脈と

なり、関越自動車道の嵐山小川インターチェンジへとつながる県北幹線として重要な広域幹線道路となるものです。また、県西・県北地域の経済発展と住民生活の福祉の向上のためにも、計画の実現は地域住民の願いでもあります。

つきましては、このような新規道路の整備計画は、熊谷市、嵐山町、滑川町の1市2町を結ぶ幹線道路でありますので、早期に県道としての整備を計画していただきたく再度、要望いたします。

○ 嵐 山 町

トラスト3号地 公衆トイレの浄化槽改修について

「県民休養地」「さいたま緑のトラスト保全第3号地」を含む嵐山溪谷一帯は豊かな自然樹林帯を形成しており、嵐山町の町名発祥の地でもあります。

また、埼玉県が実施する「槻川まるごと再生プロジェクト 嵐山町区間」事業に併せて遊歩道の整備等を行いました。

これにより、安全で景色を楽しみながら溪谷上流やトラスト地へ至るルートが整備され、来訪者の増加に繋がっています。

現在、トラスト3号地には公衆トイレが設置されております（設置年度は2000年（平成12年度））。

このトイレには無放流型の自然浄化式汚水処理システム（単独浄化槽）が設置されておりますが、利用者の増加によりハイシーズンには浄化槽が詰まってしまい、利用者の皆様に多大なるご迷惑とご不便をおかけしています。

そのため、この浄化槽を合併浄化槽にすると共に、併せて必要となるソーラーパネルまたは風力システム等、環境に配慮した電力供給のための設備の整備を要望いたします。

○ 小 川 町

県道熊谷小川秩父線（環状1号線）の延伸について

県道熊谷小川秩父線は、現在、県道飯能寄居線に結節し、供用されておりますが、計画は市街地を迂回するバイパスとしての機能が期待される道路であります。

現在県道熊谷小川秩父線までが事業化になっておりますが、本田技研工業株式会社の寄居工場の稼働に伴い、県道飯能寄居線からの交通量が増大し、市街地のいたる所で交通渋滞が発生している状態であり、渋滞対策が重要な課題になっております。

つきましては、この現状をご理解いただき、一日も早く県道赤浜小川線までの

延伸、並びに事業化を要望いたします。

○ 川 島 町

川島インターチェンジ南側地区開発の推進について

川島町では、首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジによる、広域交通網を活用した産業拠点づくりを推進しています。

川島インターの開通とともに整備された川島インター産業団地は、既に全区画が分譲され、雇用の創出、地域経済の活性化及び財政力の強化など、町の発展に大きく寄与しています。

平成27年10月31日には圏央道が県内全線開通し、川島インターチェンジ周辺地域は、企業立地のポテンシャルがますます高まる地域となっております。

町としては、今後の高まる企業立地の需要に応えるため、埼玉県の田園都市産業ゾーン基本方針に基づき、川島インター産業団地南側に産業団地の拡張を計画しております。

平成27年4月には、計画地内の多数の地権者から開発に向けた要望書が提出されました。また、平成28年1月には、地権者で組織する協議会が発足され、地元意識も非常に高まっております。6月には開発事業パートナーが決定したところであり、今後は行政と地域が一体となって計画を推進していくこととしております。

つきましては、埼玉県都市整備部を中心とした関係機関との協議にあたりましては、町の進める産業基盤づくりにご支援をいただきますよう要望いたします。

○ 吉 見 町

主要地方道鴻巣川島線の整備について

本町の交通の基軸は東松山鴻巣線、東松山桶川線、及び鴻巣川島線の主要地方道3路線で構成されています。このうち、(主)鴻巣川島線は、吉見町を南北に連絡し、国道17号、国道254号を結ぶ重要路線であり、一部未整備区間が存在しつつも、川島インターチェンジの供用開始に伴い、重要度がますます高まっています。

また、(主)東松山桶川線は整備が概成しており、(主)東松山鴻巣線は平成33年度末までに計画区間の全線4車線化が県事業で集中的に実施される予定です。このように地域幹線道路の整備に重点が置かれているのは、埼玉県が、圏央道の県内区間開通を追い風と捉え、インターチェンジへのアクセスを強化することで、周辺の企業誘致に取り組むものであると認識しています。

このような中、本町では平成28年度に第五次吉見町総合振興計画・後期基本計画がスタートし、その中で、県の企業誘致への取り組み（チャンスメーカー埼玉戦略Ⅳ-T1000）を踏まえ、県が整備する（主）東松山鴻巣線、及び（主）鴻巣川島線が交差するエリア（大和田地区）に新たな工業用地の開発計画を位置づけました。

本要望では、埼玉県吉見浄水場建設の際に整備された道路（（主）鴻巣川島線のバイパスとしての機能を有する道路）を、（主）鴻巣川島線のバイパスとして位置づけていただき、合わせて当該道路を本町の交通の基軸である（主）東松山鴻巣線と（主）東松山桶川線に結節していただくことをお願いするものです。これにより大和田地区と川島インターチェンジ、また、延伸が見込まれる上尾道路への連絡が強化され、当該地区の工業用地としてのポテンシャルは格段に向上することが期待されます。

本町では、埼玉県の企業誘致への取り組みに合わせ、町に潜在するあらゆる可能性を引き出すことのできる土地利用を実現したいと考えています。大和田地区の計画では、（主）鴻巣川島線のバイパス区間の整備が必要不可欠となります。趣旨を御理解の上、特段の御配慮を賜りたく要望いたします。

また、圏央道の開通等による地域交通の劇的な変化は、大型トラックなど輸送車両の交通量を増加させることになり、（主）鴻巣川島線の歩道の未整備区間（古名交差点から万光寺交差点に至る区間の一部、荒子地区内を通過する区間）においての交通事故の発生が懸念されております。この区間は、カーブが連続するため見通しが悪く、道路幅員も狭くなっています。また、一部市街化区域の住宅街を貫いており、小学校も近接していることから児童生徒の通学と重なる時間帯は、非常に危険です。現在、歩行者の安全確保が十分ではない状況にありますので、交通安全の観点から早急な歩道の整備について、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

○ ときがわ町

一般県道・大野東松山線局部改良の整備促進について

一般県道大野東松山線は、町の東西を横断する重要な路線であり、住民生活に密着した生活道路としても沿線住民の生活を支えています。

本町では観光入込客130万人を目指して観光分野に力を入れており、西平地区の名刹慈光寺（坂東9番札所）の他にも多くの観光施設が控えており、近年においては堂平山がサイクリストの聖地となり自転車が多く見られます。これら施設等を利用する来町者のルートにもなっていることから、今後もこの路線の利用者が増加することが考えられます。

この路線の西平地区の一部において、幅員が狭く道路線形が湾曲し、歩行者等が通

行車両の危険にさらされていることから、早期の改良が長年の懸案事項となっております。

なお、課題となっていた用地の確保に前進が見られたことから、局部改良による整備を促進いただきたく特段のご配慮を要望いたします。

【秩父郡】

○ 秩父郡町村会

秩父地域の幹線道路網の整備について

秩父地域の生活、経済、文化、観光等を振興し、さらには、ちちぶ定住自立圏構想の実現に向け、地域の活性化を図るためには、中心市の秩父市と周辺4町を結ぶ幹線道路網の整備は必要不可欠であります。

つきましては、緊急な整備を要する次の路線の整備等を要望いたします。

1 一般国道299号の改良工事について

横瀬町内には、一般国道299号及び主要地方道熊谷・小川・秩父線の路線があり、いずれも大型車の通行が多く、危険な状況であることから、歩行者の安全確保のため歩道整備の完成を要望いたします。特に、国道299号の町民会館から横瀬橋及び根古屋橋から山口橋間について、歩道整備を早期に実施していただくよう要望いたします。

2 国道140号・(仮称)秩父小鹿野バイパスの整備促進について

国道140号バイパスは、埼玉県と山梨県とを結ぶ西関東連絡道路の一部を構成する路線として、慢性的な交通渋滞の緩和や秩父全域へのアクセス改善が期待されており、現在、皆野寄居バイパスからの延伸区間である皆野秩父バイパスが、平成29年度の完成を目指して秩父市蒔田地区まで整備が進められております。

同路線をさらに小鹿野町長若地区まで延伸する(仮称)秩父小鹿野バイパスは、地域住民の生活利便性の向上、産業・観光振興や危機管理面などからも当町にとって重要な交通インフラ整備であり、また、圏域全体の基幹道路としても最重要案件であります。

こうしたことから、今後につきましても詳細な路線決定や調査、用地取得等に向けた事務執行及び予算措置が継続されるよう特段のご配慮をいただ

き、同路線の早期着手と整備に関しまして切に要望いたします。

3 主要地方道皆野両神荒川線の歩道の設置と交差点改良工事について

主要地方道皆野両神荒川線と、県道両神小鹿野線との交差点から、美女ヶ平橋の区間は幅員も充分確保されているとは言えず、歩道もなく大型通行も多くあり、徒歩や自転車での走行が大変危険を伴う状況にあります。

また、交差点付近は変則的な形状で幅員も狭いうえ見通しも悪く、交通事故も発生しております。つきましては、歩道の設置と交差点改良を要望いたします。

○ 秩父郡町村会

主要地方道青梅秩父線の改良工事について

主要地方道青梅秩父線は、横瀬町大字芦ヶ久保地域と飯能市名栗や東京都西部を結ぶ重要な道路であり、全線の内、終点部の約3 kmが横瀬町の区域です。

道路の整備状況につきましては、終点部の約3 kmのうち約2 kmが未改良の状況です。その未改良の区間には、集落もあり路線バスも走行しています。

また、採石場もあり大型車が頻繁に通行していますが、幅員が狭く危険な状況であります。

つきましては、主要地方道青梅秩父線を利用する地元の住民や通行者の安全が確保できるよう、早期の改良工事実施に対し特段のご配慮を要望いたします。

○ 秩父郡町村会

小鹿坂峠開削（長尾根トンネル）の整備促進について

当町と秩父市の行政界である長尾根丘陵は、南北に横断する山地となっているため、これを大きく迂回する形で国道299号が整備されていますが、同路線は、西秩父地域への唯一の進入国道であり、古来より当町と秩父市を結ぶ主要道路です。

小鹿坂峠開削（長尾根トンネル）の整備促進は、秩父市との移動距離・時間の大幅短縮、降雪時等の安全面や防災上の危機管理面において、また、通勤・通学・買い物などの日常生活の利便性の向上や産業・観光振興を図る上で極めて有効かつ重要です。

このようなことから、秩父市寺尾側の県道秩父停車場秩父公園線を延長し、国道299号への直結を図られるよう、小鹿坂峠開削（長尾根トンネル）早期着手ための予算措置を要望いたします。

○ 横 瀬 町

横瀬町大字芦ヶ久保地内、元芦ヶ久保小学校跡地裏急傾斜地の土砂災害対策について

当町の元芦ヶ久保小学校敷地は、町防災計画上の緊急時避難場所に指定された施設であります。施設のほとんどが、土砂災害防止法に基づく警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊）に指定されています。

当町芦ヶ久保地区は、人口が年々減少しているとはいえ、多くの住民が地域の伝統・文化を守りながら生活をしてはいますが、生活基盤となる箇所の多くが、元芦ヶ久保小学校敷地と同じく土砂災害防止法に基づく警戒区域となっているため、緊急時避難場所を定めるにも苦慮している状況にあります。

今後、いつ発生するともわからない土砂災害に対し、芦ヶ久保地区全ての住民が避難できる場所は、元芦ヶ久保小学校敷地を除いては外にない状況であることから、当町としては、元芦ヶ久保小学校敷地を芦ヶ久保地区の住民が安全で、安心して避難できる緊急時避難場所にしていくしか選択の余地がないと考えています。

つきましては、隣接して流れる倉掛沢の砂防指定及び元芦ヶ久保小学校北側急傾斜地の土砂災害対策工事を実施していただきますよう要望いたします。

○ 皆 野 町

主要地方道、長瀬玉淀自然公園線道路改良事業推進について

主要地方道長瀬玉淀自然公園線道路改良事業につきましては、順次整備いただいております。深く感謝しております。

しかしながら、小平工区の整備済み箇所から広町工区の間は、町立三沢小学校、三沢郵便局、医院等の公共公益施設が沿道に立地しているなど三沢地区の中心地であるにもかかわらず、道路幅員が狭く歩道も未整備の状況であり、地元といたしましては、一刻も早い全線改良を熱望しているところであります。

この路線は、平成13年3月に開通した、国道140号皆野寄居バイパス「皆野長瀬インターチェンジ」を乗降する際、秩父市高篠地区や横瀬町方面からのアクセス道路として利用され、また、当町の小・中学生、高校生の通学路としても必要不可欠であります。さらに、秩父地域の東側を南北に迂回する西武秩父駅と皆野駅を結ぶバス路線でもあり、生活するうえでの大変重要な道路であります。

朝夕の時間帯を中心に、国道140号の渋滞を回避するための通勤や行楽を目的とした車両の往来が激しく、未整備区間においては、児童・生徒の通学と重なる際には常々恐怖感を抱いている状況であります。

このような状況をご賢察いただき、児童・生徒が安心して通学できるよう特段のご配慮をいただきますよう要望いたします。

○ 小 鹿 野 町

県道小鹿野影森停車場線の津谷木橋の修繕と歩道橋の設置について

県道小鹿野影森停車場線の下小鹿野地内の津谷木と三島を結ぶ津谷木橋は、赤平川に架かる主要橋梁ですが、建設から長い年月が経過し老朽化が進んでおります。

住民の生活道路としての利用も多く、また平成28年4月より中学校統合に伴い、通学する生徒も増え、通学時には通勤時間と相まって一層の混雑が予想され、交通事故の発生も大変懸念されております。

つきましては、早急に橋梁の改修と歩道橋の設置を強く要望いたします。

○ 東 秩 父 村

主要地方道熊谷・小川・秩父線、一般県道坂本寄居線並びに三沢坂本線の整備促進について

主要地方道熊谷・小川・秩父線においては、本年度大字奥沢地内において、埼玉県の工事により本村要望箇所の一部が改良されました。しかし、同施工箇所の近接地において道路法面が車道に接近しているため見通しが悪く、幅員も狭いため、バス等の大型車両の交互通行に支障をきたしている区間が残っております。

現在、村では小学校の統合に伴い、学童通学のためのバス路線の整備とともに、通学路の安全確保のため、道路改築事業により橋梁を新設する事業（迂回ルート）を実施し、完了しておりますが、当該区間で大型車両の通行に支障があるため、通学路を迂回するルートを新設したにもかかわらず、大型車両においては通学路を通行することを余儀なくされています。そのことから、当該区間の視距改良や拡幅整備を要望します。

また、一般県道坂本・寄居線につきましては、小中学校の通学路に指定されているにもかかわらず、歩道の未整備区間が多く、児童生徒の登下校や一般の通行において極めて危険な状態であります。地域住民からの要望も強く、歩道未設置区間の整備を要望します。

さらに、一般県道三沢・坂本線は、秩父地域と比企地域の近道であること

から朝夕の通勤時の利用が増加しており、さらには、沿線に秩父高原牧場、ポピー畑、二本木峠の山つつじ群落などの観光資源が存在することから、観光シーズンには多くの観光客の利用があります。

こうしたことから、一部の未改良箇所の早期整備を要望いたします。

【児玉郡】

○ 児玉郡町村会

国道254号（藤武橋）と国道462号（神流橋）の間に橋梁とバイパス道路を整備し、県北部と群馬県南部との広域的な機能強化と慢性的渋滞の解消について

児玉郡と群馬県を結ぶ国道254号藤武橋は、慢性的な渋滞を抱え、通勤通学、経済活動はもとより緊急車両等の通行にも多大な支障を及ぼしております。

近年では関越自動車道の渋滞、上信越自動車道の合流渋滞を回避する迂回路として利用され、今後も上里スマートインターチェンジの供用開始とその周辺の工業団地の操業開始、上越新幹線本庄早稲田駅周辺の街びらきと更なる交通量の増加と渋滞発生が見込まれております。

平成26年6月に近代産業遺産として日本初となる「富岡製糸場と絹産業遺産群」が世界文化遺産に登録されたことによって、観光による交通量の増加も始まっております。

また、医療分野においても児玉郡は、現在でも群馬県側の医療機関への依存が高く、平成26年4月から群馬県との救急医療情報システムの相互利用を開始したことにより両県を結ぶ円滑でリダンダンシーのある道路交通網の整備が不可欠となっております。

しかしながら、国道254号を始めとする現在の道路交通網ではこのような高まる交通需要への対応が難しいことから、広域的機能強化を図るバイパス道路を国道254号（藤武橋）と国道462号（神流橋）の間に整備する必要があります。

つきましては、児玉郡はもとより県北部と群馬県南部の経済、観光、交通安全、医療など社会活動の更なる発展と連携を促す神流川への新橋とバイパス道路の整備を要望いたします。

○ 美 里 町

県道の歩道未整備区間の歩道整備及び県道広木折原線の改良について

県道熊谷児玉線及び県道本庄寄居線は、交通量の多い県道ではありますが、歩道が非連続の状況です。

特に、県道熊谷児玉線（大字北十条地内及び大字南十条地内）、県道本庄寄居線（大字阿那志地内、大字甘粕地内、大字猪俣地内）は通学路になっており、小中学生や高齢者等が通行する際、非常に危険な状況であり、歩行者の安全確保のため早期歩道整備が求められています。

これらのうち、県道熊谷児玉線（大字北十条地内及び大字南十条地内）の一部についてはすでに予算化され、事業を進めていただいておりますが、引き続き当該箇所の事業推進について要望いたしますとともに、他箇所の早期着工に御配慮くださいますよう要望いたします。

また、県道広木折原線は、美里町の南西部に位置し、国道254号と国道140号を結ぶもので、地方創生という観点からも重要な路線となっております。現在、本路線は、美里町大字円良田地区から寄居町内の寄居町末野までの区間が未改良であり、車両の円滑な通行に支障をきたしております。

つきましては、依然として未整備となっている同区間の道路改良事業の早期着工を要望いたします。

○ 神 川 町

町内の国県道の整備促進と適正な管理、体制等について

町内の国県道は、歩道未整備、歯抜け区間が多くあり、高齢者や通学する生徒、児童、更に当町が有する上武自然公園や金鑽大師、御嶽の鏡岩などを訪れる観光客など歩行者の安全確保が十分では無い状況にあり、交通安全の観点からも早急な歩道整備が必要であります。

また、中山間部の県道は狭隘で見通しも悪い未改良区間が残っており、幹線道路としてはせい弱で平成26年2月の豪雪や近年多発する豪雨などで交通が途絶すると矢納地区は孤立集落と化し、群馬県側の国道からのアクセスに頼らざるを得なくなります。

しかし、群馬県側も全国有数の地すべり地区であり、雨量規制のある道路となっているため、同地区へ安全にアクセスする道路は皆無の状況にあり、生活道路としての利用や防災活動、観光等の経済活動において大きな課題となっております。

このように当町における国県道は十分な整備状態では無いことから町民及び利用者の安全、安心を確保するため、次の事項について、早急に整備や体制づくり等を強く要望いたします。

1. 国道462号
 - ・歩道整備要望（金鑽大師付近から上里鬼石線交差点までの未整備区間）
2. 上里鬼石線
 - ・歩道整備要望（大字新宿地内枇杷橋から役場入口交差点までの未整備、歯抜け区間）
3. 矢納浄法寺線
 - ・道路改築要望（大字上阿久原（住居野地区）から県道太田部譲原線までの未改良区間）
4. 吉田太田部譲原線
 - ・落石等の防災対策（路線全体）
5. 町道から県道へ昇格要望

町道1-20号線は群馬県側の金毘羅橋を起点として吉田太田部譲原線までの延長382.4mの道路ですが、長大橋を有していることから町では財政面や技術面などから維持管理に苦慮している状況であります。

しかし、群馬県と埼玉県結ぶ当地域では数少ない路線であり、埼玉、群馬両県の防災上、重要な路線となっていることから県管理道（県道）への昇格を要望いたします。

○ 上 里 町

県道の改築事業、交通安全事業の推進について

【児玉新町線：道路改築】

一般県道児玉新町線は本庄市児玉町の国道254号線から上里町を南北に縦断し国道17号まで結ぶ重要な幹線道路であり、物流の大型トラックやダンプトラック等の輸送車両の交通が非常に多い道路であります。

一般県道児玉新町線の勅使河原地内天神のJR高崎線付近の未改良狭隘区間は、上里中学校や賀美小学校の通学路としても利用される生活道路であります。国道17号沿いの大型商業施設出店により交通量が増加し、非常に危険な状況となっています。

さらに、上里スマートインターの開通により、一般県道児玉新町線の更なる交通量の増加が見込まれます。

県におきましては、用地測量・用地買収が進められておりますが、一日も早く歩行者の安全と円滑な交通が確保されるよう、早期事業完成を要望いたします。

【藤岡本庄線：交差点改良（本郷）】

町では、藤岡本庄線と上里町鬼石線の本郷交差点から児玉工業団地までのアクセス道路（町道児玉工業団地線）の改良事業に着手しました。

この児玉工業団地線は、工業団地へのアクセス機能だけでなく、工業団地に隣接する本庄児玉インターに通じる本庄市と上里町を結ぶ広域的な主要幹線道路となることから、供用後には藤岡本庄線の右折車両が相当見込まれます。

このため、アクセス道路の整備にあわせて、県道藤岡本庄線本郷交差点の完成形での整備を要望いたします。

【藤岡本庄線：交差点改良（藤木戸）】

藤岡本庄線の歩道整備については、鋭意整備を推進して頂いているところですが、現在整備中の区間内において、一級町道藤木戸・勝場線との丁路交差点があります。

藤木戸・勝場線は、上里スマートインターにアクセスする路線であり、今後、右折車両の増加が見込まれます。

また、当該交差点は見通しが非常に悪く死亡事故が発生していること、北側の歩道部分のたまりがなく非常に危険な状況であること、交差点の直近に小学校があることなどの理由から、以前より地元住民からの強い交差点改良要望があります。

ぜひとも、藤岡本庄線への歩道整備にあわせて右折帯を設置するなど交差点の改善を要望いたします。

【大里郡】

○ 寄居町

一般県道赤浜小川線の道路改良促進及び県道赤浜小川バイパス（仮）の早期完成について

一般県道赤浜小川線は、一般国道254号の東側に位置し、東武東上線男衾駅周辺と比企郡の市町村をつなぐ幹線道路であり、一般国道254号と並行する重要な南北方向の幹線であります。

本路線は、現在休止状態であり、狭隘な箇所や歩道の無い部分が残されており通行と安全に支障をきたしている箇所が見受けられます。

また、県道赤浜小川バイパス（仮）は本田技研工業株式会社寄居工場の稼働にあわせ、平成19年12月より県関係部局、自治体により検討委員会を設け、国道254号に集中する交通量の分散化を図るため、埼玉県、小川町、寄居町で工区を分担し新設道路の開設に努めている路線であり、平成28年度には寄居町の工区が完成予定であります。現在、国道254号は既に稼働しております本田技研工業株式会社寄居工場への出入の車両や秩父方面への観光等に利用される車両等により、季節や時間等により相当の混雑が見受けられております。

以上のことから、一般県道赤浜小川線の小川町境から主要地方道熊谷寄居線に接続するまでの未整備区間を整備すること、併せて現在、工事中の県道赤浜小川バイパス（仮）を早期完成することが、周辺地域の道路環境の改善、歩行者や児童の安全確保に欠かせない重要なものと考えております。

本路線の担う役割をご理解いただき、更なる事業の進捗に特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

【南埼玉郡・北葛飾郡】

○ 埼葛町長会

広域農道の県道昇格について

広域農道（町道Ⅰ級11号線）は、県東部地域の幸手市～春日部市を結ぶ広域幹線道路であり、県道境・杉戸線、次木・杉戸線、惣新田・春日部線が交差する重要なアクセス路線であります。この路線はダンプ、トラック等の大型車両の交通量が特に多く、交通量は年々増加傾向にあります。特に国道16号、国道4号からの通行車両にとって当該路線は重要な役割を果たしていることから、早急な県道昇格を要望いたします。

○ 埼葛町長会

県道東武動物公園停車場線の拡幅整備について

現在、東武動物公園駅東口通り線（都市計画道路）は、東武動物公園駅（宮代町内）から一般国道4号までの区間が未整備となっております。平成18年度からは、埼玉県が中心となって、東武動物公園駅から県道堤根・杉戸線までの区間（県道東武動物公園停車場線）の整備に向けた検討が進められ、平成20年8月には、地域

住民による「まちづくり協議会」が発足し、協議・検討が進められています。

さらには、道路の整備により狭小残地となる敷地の多いエリアについては、沿道整備街路事業により整備することとし、平成27年度からは、権利者との合意形成に向け、建物等の補償調査に着手しました。

東武動物公園駅東口の新しい顔作りに向けて、まちづくりを支える本路線の拡幅整備を積極的に推進していただき、国道4号までのスムーズな交通動線を確保するため、町道区間を県道として一体的に整備を要望いたします。

【南 埼 玉 郡】

○ 宮 代 町

都市計画道路新橋通り線の延伸及び県道（蓮田杉戸線、東武動物公園停車場線）の拡幅整備等の推進について

都市計画道路新橋通り線及び県道蓮田杉戸線についてですが、都市計画道路新橋通り線は、主要地方道春日部・久喜線とT字交差で接続されています。並行する一般県道蓮田・杉戸線は、幹線道路ですが、他県道を重用するなど屈曲や歩道未整備区間も多く、沿線地域の交通安全や経済活動等に支障をきたしております。

平成20年度に県施工の都市計画道路新橋通り線（東武鉄道とのアンダーパス）が完成し踏切での慢性的な交通渋滞が緩和されました。しかしながら、当町の東小学校付近（百間5丁目地内）の五差路については複雑な交差点となっておりますことから、歩行者・自転車等の横断に支障をきたしております。

また、当該路線付近で施行中の、道仏土地区画整理事業が完成に近づき、良好な街並みが形成されるとともに、急激に人口が増加しております。これらの現状を踏まえるとともに、平成27年2月には、杉戸県土整備事務所による用地測量が実施されたことに鑑み、都市計画道路新橋通り線を一般国道4号まで早期に延伸することにより、交通の円滑化と多大な経済効果が期待されております。

次に、県道東武動物公園停車場線についてですが、周辺市街地と東武動物公園駅東口を結ぶ本路線は、通勤・通学だけではなく、地域住民の日々の生活を支えるとともに、イベント開催時には多くの県民が利用する非常に重要な交通結節道路です。また、東武動物公園駅は、東武伊勢崎線と東武日光線とのターミナル駅であり、またバス路線が多方面に発着していることから、1日に約3万2千人の乗降客を擁する県東部地域の主要駅の一つです。

しかしながら、現道の幅員が狭く、大半が歩道未整備であることから、多くの歩行者や自転車利用者にとって大変危険な状態となっております。

平成18年度から埼玉県が中心となって本路線の拡幅整備に向けた検討が進められた結果、平成20年9月には地域住民による「まちづくり協議会」が発足し、地域住民の合意形成に向けて、地域住民が主体となった検討・協議が進められてきました。

また、平成24年度には、協議会でまとめた「まちづくりプラン案」を踏まえ、整備に向けた課題となっていた東口駅前広場の都市計画決定が平成25年3月26日付けで告示され、平成25年度には、駅前広場に係る用地測量を実施しました。

さらに、地域住民の合意形成に向けて、平成26年度以降、個別相談等を毎年度実施しておりますが、本路線の整備に向けた地域住民の機運が今まで以上に高まっております。

このような状況を踏まえ、今後、駅前広場に係る物件補償調査等を実施することにより、早期事業化に向けた更なる合意形成を図ってまいります。

つきましては、県道蓮田杉戸線百間5丁目地内の五差路の交差点改良、都市計画道路新橋通り線の国道4号までの早期延伸及び県道東武動物公園停車場線の拡幅整備の早期事業化を要望いたします。

【北 葛 飾 郡】

○ 杉 戸 町

県道境・杉戸線、国道4号（杉戸郵便局前）の右折帯の設置について

県道境・杉戸線、国道4号（杉戸郵便局前）の交差点は、信号待ち車両が多く渋滞が生じ、通行に支障をきたしている状況です。

また、郵便局利用者、通学路として利用している生徒にとっても危険な状況にあることから、早急な右折帯の設置を要望いたします。

○ 松 伏 町

都市計画道路浦和野田線の整備促進について

都市計画道路浦和野田線（主要地方道越谷野田線バイパス）は、一般国道463号バイパスに接続する路線として、埼玉県南部地域の東西交通の円滑化に大きく寄与しております。しかしながら、越谷市（一般国道4号）以東から松伏町（千葉県境）までの区間は部分的な整備であり、特に松伏町東側の野田橋付近は、両県の交通が集中することから交通渋滞も激しくなっております。

そうした中で、松伏町内において浦和野田線と交差する一般国道4号東埼玉道路は、国土交通省北首都国道事務所により、用地買収が順調に進んでおります。東埼玉道路と浦和野田線の開通後は大幅にアクセス性が向上することから、町では第5次総合振興計画において、両路線が結節する周辺区域約50haを「新市街地区域」と位置付けております。首都圏からの30km圏内である立地と交通条件を活かし、この地域における開発事業を促進させ、職住近接の新たな雇用の場を創出する産業集積を進めております。都市計画道路浦和野田線の整備促進については、交通の円滑化と共に、物流などの企業活動の生産性の向上など道路整備のストック効果が期待されます。

つきましては、今後の町の発展に欠かせない基軸となる都市計画道路浦和野田線の整備促進について、特段のご配慮を頂きたく要望いたします。